

## (案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項  
に掲げる協議が調っていることの証明書

平成29年7月21日付け、第19回佐倉市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

## 記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域  
志津北側ルート、畔田・下志津ルート、南部地域ルート
- 2 協議が調っている運行系統又は運送の区間  
【志津北側ルート】  
ユーカリが丘駅（起点）～小竹～青菅～井野～志津駅～ユーカリが丘駅（終点）  
  
【畔田・下志津ルート】  
臼井駅（起点）～王子台五丁目～王子台六丁目～畔田～下志津～ユーカリが丘駅（終点）  
  
【南部地域ルート】  
第三工業団地（起点）～直弥～下勝田～上勝田～榎戸駅（終点）  
第三工業団地（起点）～小篠塚～大篠塚～物井駅（終点）  
第三工業団地（起点）～岩富～弥富公民館～千城台駅（終点）
- 3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法  
運賃一律 大人：200円 小学生：100円 未就学児：無料  
障害者手帳所持者及び介助者1名：100円
- 4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件  
南部地域ルートについては、乗車定員10人以下の車両を使用する。
- 5 南部地域デマンド交通について  
平成30年3月31日の運行をもって廃止する。

平成29年7月 日

佐倉市地域公共交通会議  
会長 利根 基文